

記入例

令和 4 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 4 年 4 月 1 日 千早赤阪村長 殿		整理番号	
住所	大阪府南河内郡千早赤阪村〇〇 1 番地	フリガナ	チハヤアカサカムラ タロウ
		氏名	千早赤阪村 太郎
電話番号	0721-72-111	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
		生年月日	明・大・昭 (平) 令

提出日を記入
ください。

「個人番号」欄には、あなた（個人番号）のマイナンバー（国民生活手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第1項第9号にいう。）を記載してください。

太枠内の項目（提出日、住所、氏名（フリガナ）、個人番号、生年月日）を全て記入ください。
記入された個人番号については、本人確認（「記入された個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）」と「申請者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」の両方を確認）させていただきます。
※記入内容等について年内に変更が生じた場合は申告特例事項変更届出書の提出が必要です。

は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入。
※2回以上寄附した場合は寄附ごとに申請が必要です。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 4 年 4 月 1 日	20,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。
①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得申告書を提出する義務がない者又は同法第121条第1項の規定による申告書の提出が義務づけられていない者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の12月31日現在、当該寄附金に係る寄附金税額控除の申告書の提出（当該申告書の提出がされた申告書の提出を含む。）を要しない者

①・②の両方に該当する場合のみ、ワンストップ特例制度の申請が出来ます。

項の規定による見定の適用を受け、民税・道府県民税・道府県民税・道府県民税の提出を含む。）を

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 4 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除

こちらも記入ください。

住所	大阪府南河内郡千早赤阪村〇〇1番地	受付日付印
氏名	千早赤阪村 太郎 殿	

受付団体名	千早赤阪村
-------	-------

添付いただく書類（コピー）は次のとおりです

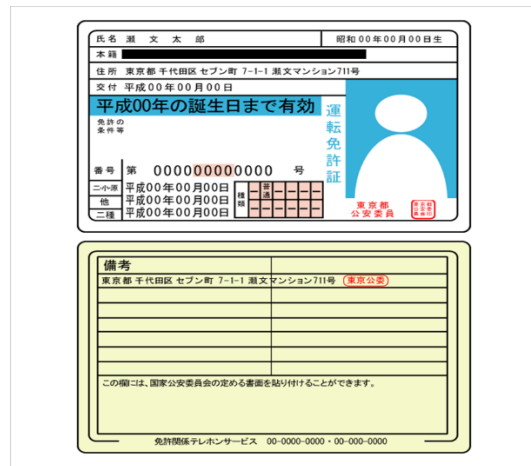
ケース 1 <通知カード + 運転免許所等>

1. 通知カード（表面）の写し
2. 運転免許証、又はパスポートの写し等

※通知カードは自治体が発行する紙製のカードでマイナンバーカードとは異なります。

※券面に記載されている住所等の情報を変更している場合は、記載内容を変更してください。

券面イメージ



ケース2 <マイナンバーカード>

1. マイナンバーカード（表面・裏面）の写し

※個人番号カードはプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号（マイナンバー）と本人の顔写真などが記載されています。

※個人番号カードは、本人の意思で申請手続きし、作成したカードで、通知カードとは異なります

※券面に記載されている住所等の情報を変更している場合は、市区町村の窓口においてマイナンバーカードの記載内容を変更してください。

券面イメージ

表



裏

